

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改定版】の主な改定内容

(1) 共通事項

- ・直近の国の法律や計画、県の計画を反映しました。（全体）
- ・直近の社会動態（人口や地域内の産業動向など）や、ごみ処理量（可燃ごみ、資源物、粗大ごみ）などの各種データを反映しました。（全体）

(2) 数値目標に関する事項

- ・可燃ごみ量（家庭系・事業系の総量）は、ごみ減量施策の実施により更なる削減が見込めることから、25%削減を30%削減に上方修正しました。（P75）
- ・リサイクル率は、現状では目標値を達成することが非常に困難であることから、県の目標値を参考に30%以上を20%以上に下方修正しました。（P75）
- ・最終処分率は、現在の計画の目標値を達成していることから、8%以下を5%以下に上方修正しました。（P75）

(3) ごみ処理手数料に関する事項

① 家庭系ごみの有料化（P103）

- ・令和10年度（2028年度）を目標に、家庭系ごみの有料化の準備を3市町村において進めます。

② 事業系ごみ処理手数料の改定（P81）

- ・家庭系ごみの有料化の導入に先行して、事業系ごみの処理手数料の見直しを行います。

(4) 施設に関する事項

① ごみ焼却施設に関する事項（P98）

- ・ごみ焼却施設の更新を最終処分場の新規整備より優先して取り組みます。
- ・ごみ焼却施設の更新（竣工）は、令和19年度を目標年度とします。
- ・新規のごみ焼却施設の施設規模は、現在のごみ排出量で推計すると79t/日で、減量化・資源化施策を実施した場合のごみ排出量で推計すると66t/日です。なお、この数値は現在の推計であり、参考値として算出しています。

② 最終処分場に関する事項（P98）

- ・当地域内の最終処分場は、茅野市最終処分場と南諏衛生施設組合最終処分場がありますが、いずれの施設も埋立て残余量は多くありません。

- ・そのため、焼却灰の最終処分は、当面の間は民間委託による再資源化処理と地域外への埋立て処分を基本とします。
- ・地域外での処分を行わなかった場合、茅野市最終処分場は5年、南諏衛生施設組合最終処分場は11年で埋立てが完了する見込みです。
- ・既存の最終処分場は、できる限り延命化を図ることから、埋立て完了年度と新規の最終処分場の整備の目標年度を削除しました。
- ・焼却灰は民間委託処理を行うことから、当計画期間内における既存の最終処分場の広域運営（組合運営）は見送ることとしました。

③諏訪南リサイクルセンターに関する事項

- ・令和3年10月に諏訪南リサイクルセンターが稼働したことからリサイクルセンターの施設整備に関する記述は削除しました。（全体）

(5) ごみの収集・運搬・処理に関する事項

- ・茅野市で、その他プラスチックの分別収集が開始したことを反映しました。（P73）
- ・富士見町、原村で、缶類の分別収集が開始したことを反映しました。（P73）
- ・諏訪南リサイクルセンターが稼働したため、ごみ処理の一元化の推進に関する記述を削除しました。（全体）
- ・ごみの収集運搬の広域化の削除と、市町村での収集運搬の継続を明記しました。（P85）

(6) 新規追加事項

- ・災害ごみ対策に関する事項を追加しました。（P88）
- ・食品ロス対策に関する事項を追加しました。（P89）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する事項を追加しました。（P89）
- ・感染症に伴う対策に関する事項を追加しました。（P89）